

監事監査報告書

令和 7 年 5 月 25 日

学校法人 住吉清水学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 住吉清水学園

監事 希代 雅彦



監事 安田 裕樹



私たちは、学校法人住吉清水学園の監事として、旧私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び学校法人住吉清水学園寄附行為第 61 条並びに私立学校法施行規則第 43 条第 2 項の規程に基づき学校法人住吉清水学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人住吉清水学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、学校法人の業務及び財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。